

「大阪市福島区広報板」における掲出物に関する運用基準（ガイドライン）

1 目的

この運用基準（ガイドライン）は、大阪市福島区広報板への広報物掲出に際し、区民生活に関わりの深いもの、区民の関心が高いものを広報物として掲出することを目的とする。

2 掲出物

「大阪市福島区広報板」へ掲出する広報物は次の範囲とする。

- (1) 区が実施するもの（主催・共催を含む）
- (2) 区内所在の市が運営する施設が実施するもの
- (3) 市が実施するもの（主催・共催含む）、市が監理する外郭団体又は市の指定管理者が実施するもの
- (4) 国、府、独立行政法人又はその他の公共機関等が実施するもの
- (5) その他、豊かなコミュニティづくりに資するなど区長が必要と認めたもの

3 掲出できない広報物

原則として、次の各項に掲げるものは掲出できないものとする。

- (1) 区民を対象としていないもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 問合せ先（担当）が不明瞭なもの
- (4) 対象者に直接通知するなど、個別に対応できるもの
- (5) その他、区長が適当でないと認めるもの

4 掲出物の優先順位

「大阪市福島区広報板」へ掲出を希望する広報物が多数ある場合は、前記 2 の各項の順位を優先して掲出する。ただし、(5) についてはこの限りではない。

附則

この運用基準は平成 25 年 5 月 9 日から施行する。

この運用基準は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この運用基準は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。